

隊友会新聞 26年12月号記事

公的年金制度（9）

在職中の退職共済年金について

今回は、会社等に勤めながら退職共済年金を受給する場合を取り上げます。

Q 自衛隊を定年退職した者です。退職共済年金は、その後の勤務状況や収入によって減額や貰えないことがあると聞きました。どのようになっているのですか？

A 退職共済年金は、退職後の生活保障が目的です。ご質問のように退職共済年金は、会社等に勤め収入がある場合は、その額によって一部または全部が支給停止されることがあります。

年金の受給権を有しつつ働く場合として次の3つの場合が考えられます。それぞれにおける退職共済年金についてご説明いたします。

1 厚生年金保険に加入資格のない自営業等を営んでいる場合

年金は、全額支給されます。

2 会社等に勤務している場合や短時間勤務の再任用隊員のように厚生年金保険の被保険者として働いている場合

(1) 総収入月額相当額（注1）と退職共済年金（職域加算額等を除く）月額の合計が46万円以下の場合

年金は、全額支給されます。

- (2) 総収入月額相当額(注1)と退職共済年金(職域加算額等を除く)月額の合計が46万円を超える場合

「(総収入月額相当額+基本月額(注2)-46万円)×1/2×12」が支給停止されます。

注1: 標準報酬月額と過去1年間の賞与の1/12

注2: 退職共済年金の額(注3)×1/12

注3: 経過的加算額、職域加算額、加給年金額を除く

3 フルタイム勤務の再任用隊員のように共済組合員として働いている場合

- (1) まずご自分の「基本月額」及び「総報酬月額相当額」を次により算出します。

- ・ 基本月額(K):
(年金額-職域加算額-加給年金額)×1/12
- ・ 総報酬月額相当額(S):
その月の標準報酬月額+(過去1年間の賞与の総額×1/12)

- (2) 次により支給額(停止額)を算出します。

- ア 合計収入額≤28万円である場合

年金は、全額支給されます。

- イ 合計収入額>28万円である場合

- (ア) 基本月額≤28万円かつ

- a 総報酬月額相当額≤46万円のとき

「{(S+K-28万円)×1/2}×12」が支給停止されます。

- b 総報酬月額相当額>46万円のとき

「{(46万円+K-28万円)×1/2+S-46万円}×12」が支給停止されます。

- (イ) 基本月額>28万円かつ

- a 総報酬月額相当額≤46万円のとき

「S×1/2×12」が支給停止されます。

- b 総報酬月額相当額>46万円のとき

「(S-28万円)×12」が支給停止されます。

次回は、老齢(退職)年金の「加給年金額」と「振替加算」を取り上げます。